

別紙1

## 仕様書

別紙1－1 植栽維持管理業務 特記仕様書

別紙1－2 一般共通仕様書

## 植栽維持管理業務 特記仕様書

### I 概要

1 名 称	福井県立大学あわらキャンパス 植栽維持管理業務	
2 場 所	福井県あわら市二面 88-1	
3 種 目	樹木	高木 89本 中木 813本 低木 2, 400 m <sup>2</sup>
	芝生面積 (教育棟)	1, 500 m <sup>2</sup>
	地被類面積	728 m <sup>2</sup>

### II 植栽維持管理業務仕様

#### 1 共通仕様

特記事項に記載されていない事項は、すべて別紙 1-2 「一般共通仕様書」による。

#### 2 特記仕様

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、植栽管理上または美観上特に必要な業務で軽微な業務については、甲乙協議のうえ、受託金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。

##### (1) 作業場所および内容

別図 1 「福井県立大学あわらキャンパス 植栽配置図」

別表 1 「植栽数量一覧表」

別表 2 「植栽維持管理業務工程計画表」

別表 3 「植栽管理表（樹木）」

別表 4 「植栽管理表（芝生等）」 による。

##### (2) 作業責任者

作業員を総括する責任者を 1 名置き、当該責任者は監督職員との連絡調整を図るとともに作業員の監督に当たる。

##### (3) 作業員の服装等

作業員は業務に応じた機能的かつ統一した清潔な服装、帽子、ヘルメット等を着用し、名札を付けるものとする。費用は乙の負担とする。

##### (4) 使用機械器具、諸材料等

全て乙の判断によりその負担で準備することとなるが、人体に無害で、周辺に悪影響をおよぼさないものを用いること。

##### (5) 水の使用

散水等で使用する水は、植栽用の水栓その他の水栓を使用するものとするが、事前に監督職員に連絡を行うこと。

#### (6) 作業中の危険防止

高所、通路上における作業の場合は、作業の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (7) 作業実施計画書

作業を行うに当たっては、作業実施計画書を作成し、前月末日までに提出するものとする。

#### (8) 作業実施記録

作業後は、作業実施記録書を作成して甲に提出し、作業の報告を行うものとする。  
必要と認められるときは、写真を撮影し添付する。

#### (9) その他留意事項

作業員は、その行動により県が非難されることがないよう注意しなければならない。

また、構内道路および駐車場での作業車両等の運転に当たっては、速度を十分に落すこと。また、作業車両の乗り入れは、必要最小限にとどめること。

### 3 作業の方法

#### イ 剪定、除草

枝葉、草等は持ち帰り処分すること。  
また、貯水池に落ちた枝葉等は除去すること。

#### ロ 施肥

肥料が直接根に触れることのないように施すこと。  
芝生 1 m<sup>2</sup>につき 30 g 以上とすること。

#### ハ 殺虫剤散布（1,000倍液）

散布に当たっては、人畜、車両等に十分注意すること。  
また、散布後、注意札を設置すること。

#### 二 灌水

灌水作業はなしとすること。

#### ホ 雪吊等

雪つり作業はなしとすること。

#### ヘ 除草剤散布

散布は、雨天後や降雨のおそれがある時は避け、散布後、少なくとも 24 時間は降雨の心配がないときに行うこと。

芝生 1 m<sup>2</sup>につき 0.5 g 以上とすること。

### 4 その他

外国産樹木の自然植生を観察・研究するため、管理棟周辺の芝生区域（A, C, D, F 区域）の中に種子由来の樹木を植栽していることから、次の事項に留意すること。

イ 芝生に除草剤を散布する際、植栽した樹木に直接かからないよう注意すること。

ロ 芝刈りの際、樹木を傷つけないよう注意すること。

ハ 施肥は、他の植栽樹種に準じて行うこと。

# 一般共通仕様書

## 1 節 一般事項

1. 1 共通仕様書の適用範囲	特記以外は、この共通仕様書による。
1. 2 設計図書	設計図書とは、図面および仕様書をいう。
1. 3 監督員	監督員とは、発注者が指定する監督職員をいう。
1. 4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。
1. 5 協議の結果の処置	<p>a 必要に応じて契約の変更が行われる。</p> <p>b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。</p>
1. 6 官公署その他への手続き	<p>a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。</p> <p>b 甲の責務による官公署その他への手続を要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。</p>
1. 7 別契約の関係業務	別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。

## 2 節 業務管理

2. 1 作業責任者	作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。
2. 2 安全衛生管理	<p>a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。</p> <p>別に責任者が定められた場合は、これに協力する。</p> <p>b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。</p>
2. 3 災害および	a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適

公害防止	<p>切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</li> <li>(2) 公害の防止に努める。</li> <li>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。</li> </ol>
2. 4 臨機の処置	<p>災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。</p>
2. 5 養生	<p>在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。</p>
2. 6 あと片付け	<p>管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。</p>
2. 7 作業員の資格	<p>管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。</p>
2. 8 使用材料	<p>管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。</p>
2. 9 破損箇所の措置	<p>管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持できる程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。</p>
2. 10 光熱・水道等の利用	<p>光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書(後述)により、監督員の承認を得て無償で使用できる。</p>
3 節 実施計画書、記録、その他	<p>3. 1 作業実施計画書</p> <p>管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業全体の工程表および実施工工程表</li> <li>(2) 作業現場の明示および作業時間等</li> <li>(3) 作業員および資格等</li> <li>(4) 使用機器および材料</li> <li>(5) 測定方法および記録例等</li> </ol> <p>3. 2 作業の打合せ</p> <p>作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。</p>

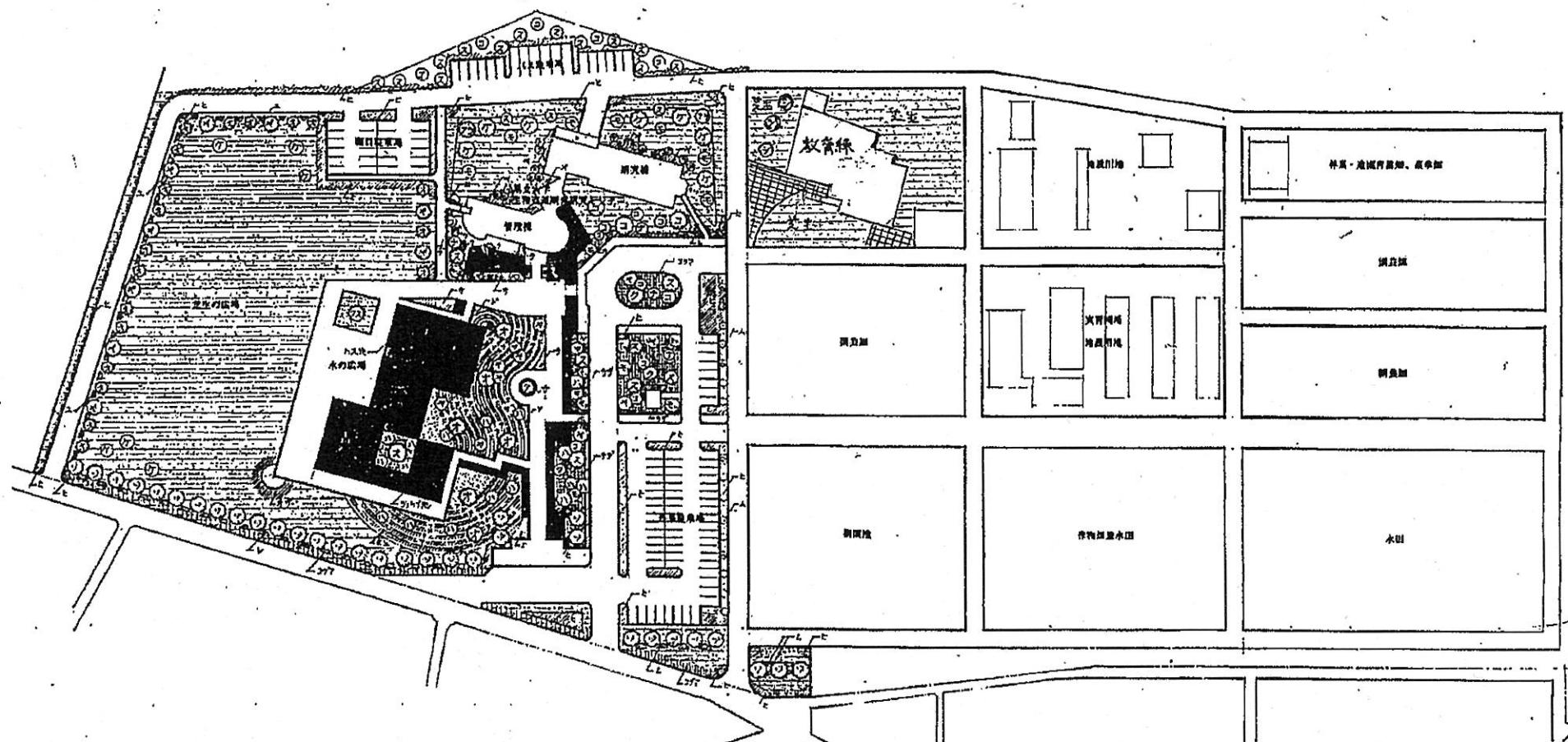
3. 3 作業実施の記録、報告等

- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。
- b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

別図1

福井県立大学あわらキャンパス 植栽配置図

高木		中木		低木		地被		平成 別	工事	東北大学生物資源開発センター(
樹種名	学名	樹種名	学名	樹種名	学名	樹種名	学名	年月日	監修者	監修者
クイクロツツジ ケ: クヤキ コ: コブツ ス: スタジイ タ: タメイヨジン	ヤ: ヤマモモ オ: オトメシバキ ク: クスノキ ア: アラカン シ: シラカシ	コ: コナフ ス: スギ ム: ムクゲ ク: クスノキ ハ: ハナミズキ	モ: モミジ モ: モッコク ヤ: ヤマボウジ カ: カクメドク ハ: ハナミズキ	ヒ: ヒュカツキ ユ: ユキヤナギ サ: ナツキ サ: サザンカ ド: ドクダミソクジ	ビ: ビラドウクジ ヤ: ヤマブキ レ: レンギョウ ア: アベリア	コ: コゲマツツク シ: シバアクラ 芝: 芝生	ト: トクダシソクジ	3年6月5日	植林計画図	東北大学生物資源開発センター(
										福井県 土木部 著者



## 別表1

### 植栽数量一覽表

別表 2

## 植栽維持管理業務工程計画表

工 程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
<b>樹木管理</b>													
剪定 中木(ササンカ)	↔												花が咲き終わってから。
剪定 低木		↔				↔	→						花が咲き終わってから。一部秋にも実施
施 肥(高木、中木)		↔											低木を除く。
病害虫防除													実施せず
灌水 高木													実施せず
灌水 中木													実施せず
灌水 低木													実施せず
雪吊り													実施せず
除草(除草剤散布1回、機械刈り1回、手取り1回)		↔	除草剤散布・機械刈り			↔	手取り						低木のみ。(2, 400m <sup>2</sup> )
<b>芝生管理 (教育棟)</b>													
目 土		↔											1回
病害虫防除	↔					↔	→						2回
施 肥		↔											1回
除草剤散布	↔					↔	→						2回
除 草(手取り)													実施せず
芝刈り		↔	↔			↔	↔						3回
—— (温室周辺)													実施せず
灌 水													実施せず
<b>地被類管理</b>													
病害虫防除													実施せず
施 肥													実施せず
除 草(手取り)													実施せず
灌 水													実施せず
<b>水生植物管理</b>													
施 肥													実施せず
除 草(手取り)													実施せず
根切り													実施せず

※工程は目安であり、実際の業務に当たっては、天候等に応じて最適の時期に行うものとする。

別表 3

### 植栽管理表（樹木）

別表 4

## 植栽管理表（芝生等）